

# 産後ケア ガイドラインについて

---

日本助産師会

とりこえ助産院・訪問看護ステーション

安宅 満美子

# 自己紹介

## \* 2021年3月まで和歌山市に在住

2004年「母乳育児相談マミィサポート」開業

母乳相談・市町村の訪問事業

子育て支援センターでの育児相談

学校での思春期教室

看護学校での後輩育成

和歌山市内の助産院での出産のお手伝い

子育て世代包括支援センター事業立ち上げに関わる

## \* 現在

・東京都台東区日本助産師会

「とりこえ助産院」勤務

「とりこえ訪問看護ステーション」 管理者



# 本日の内容

---

産後ケア事業について

産後ケアガイドライン改正点

実際の産後ケア事業について

# 本日の内容

---

産後ケア事業について

産後ケアガイドライン改正点

実際の産後ケア事業について

# 母子を取り巻く環境

---

- 1, 核家族化し、自分の親族から距離的に離れたところで出産  
里帰り出産をしない・できない人も増えてきた
- 2, いろいろな背景から親と子の 関係に様々な事情を抱え、  
親に頼れない産婦も増えている。
- 3, 隣近所など社会的なつながりが希薄化してきた
- 4, 女性のライフコースの多様化・晩婚化が進んできた



子育ての孤立化・SNSなどの情報による不安の増加

**産後ケアを含む母子の支援のニーズは高まっている**

# 産後ケア事業の経緯

---

- 1995年 助産所での産後ケア事業が市町村向けの補助予算事業として開始
- 2008年 世田谷区が「産後ケアセンター」を開設
- 2014年 厚生労働省は妊娠・出産包括支援モデル事業を開始  
その中で市町村での産後ケア事業が始まった
- 2017年 母子保健法の一部改正  
「子育て世代包括支援センター」の設置について市町村での努力義務となった。  
その一部として現在の産後ケア事業が始まった  
「産後ケア事業ガイドライン」初版

# 産後ケア事業の経緯

---

2017年

産婦健康診査事業が開始

- ・産後2週間、産後1か月における妊婦健康診査の費用の助成
- ・産後うつや虐待などのリスクのある産婦に対して

産後ケア事業が実施

対象者：妊娠初期から産後4か月

→対象者は身体的・精神的・社会的側面を考慮し、  
市区町村の担当者がアセスメントし決定する

# 産後ケア事業の経緯

---

2019年 母子保健法の一部改正に伴い産後ケア事業の対象が産後1年以内の母子とその子どもとなった。

理由:

- ・低出生体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後4か月を超える場合もあること
- ・産婦の自殺は出産後5か月以降にも認められるなど、出産後1年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いこと



# 母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

令和3年  
4月1日  
施行

公布日：令和元年12月6日  
法律番号：令和元年法律第69号

## 産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

## 法案概要

○現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。

○各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

## 事業内容等

- 実施主体：市町村  
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導  
療養に伴う世話  
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型  
②通所型（デイサービス型）  
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準  
（人員、設備、運営等に係る基準）

## 対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

## 他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
  - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
  - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日

# 産後ケア事業の経緯

---

2020.8 「産前産後サポート事業ガイドライン

産後ケア事業ガイドライン」改訂が示された

2024 「産後ケアガイドライン」の改訂が予定されている

厚労省：令和4年度子ども・推進調査研究事業

「産後ケア事業及び産婦健康診査の実施に関する調査研究」

調査の方法：全47都道府県を対象（有効回答100%）

市町村については1741市町村を対象とした  
（有効回答67.9%）

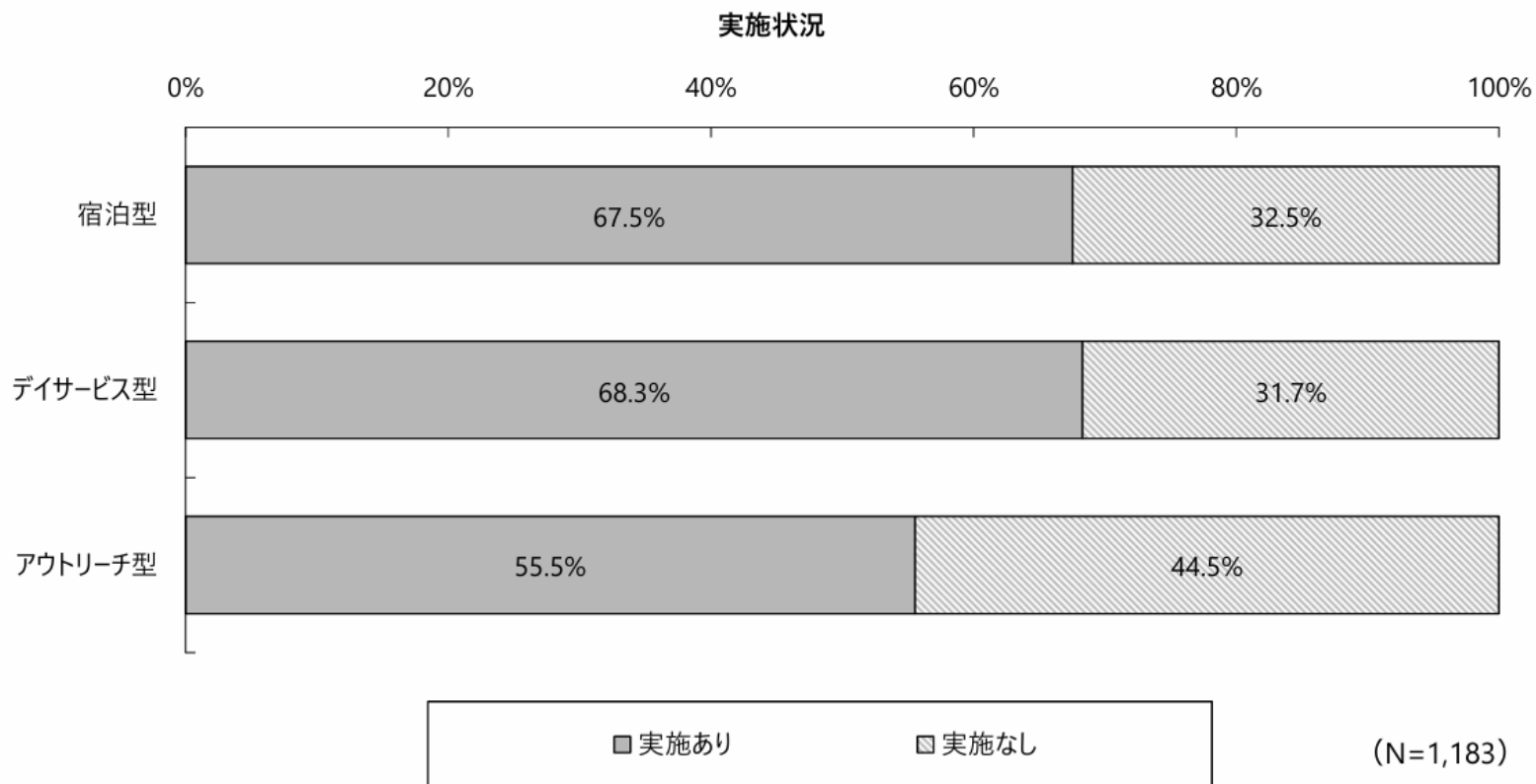
調査期間：令和4年9月27日～10月26日

調査方法：メールを通じてのアンケート調査票を  
送付し実施

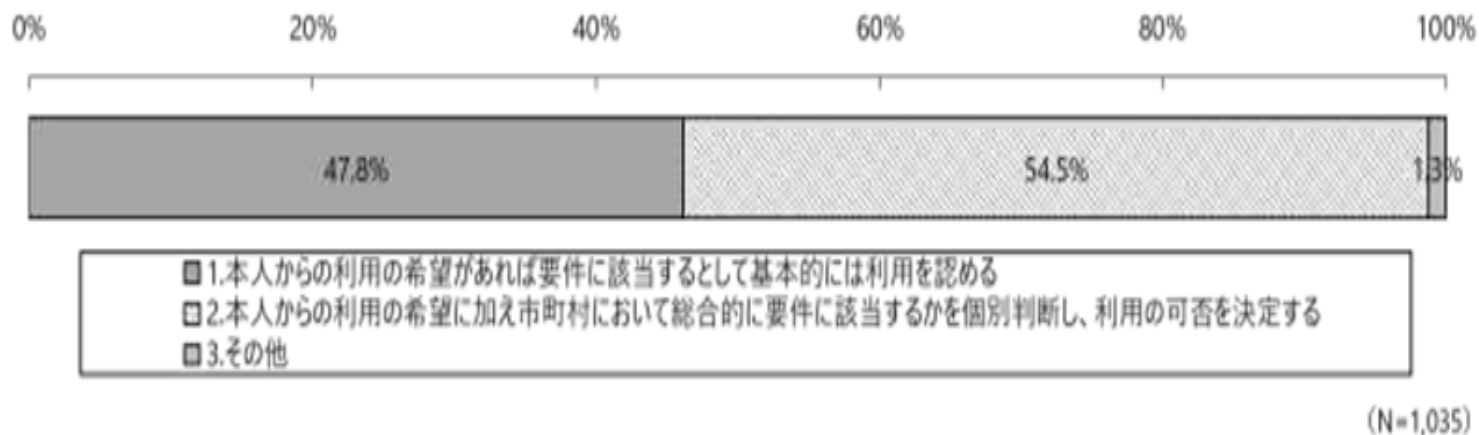
[産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業 \(nri.com\)](https://nri.com)

アンケート回答市町村のうち、宿泊型は67.5%、デイサービス型68.3%、アウトリーチ型は55.5%が実施している。

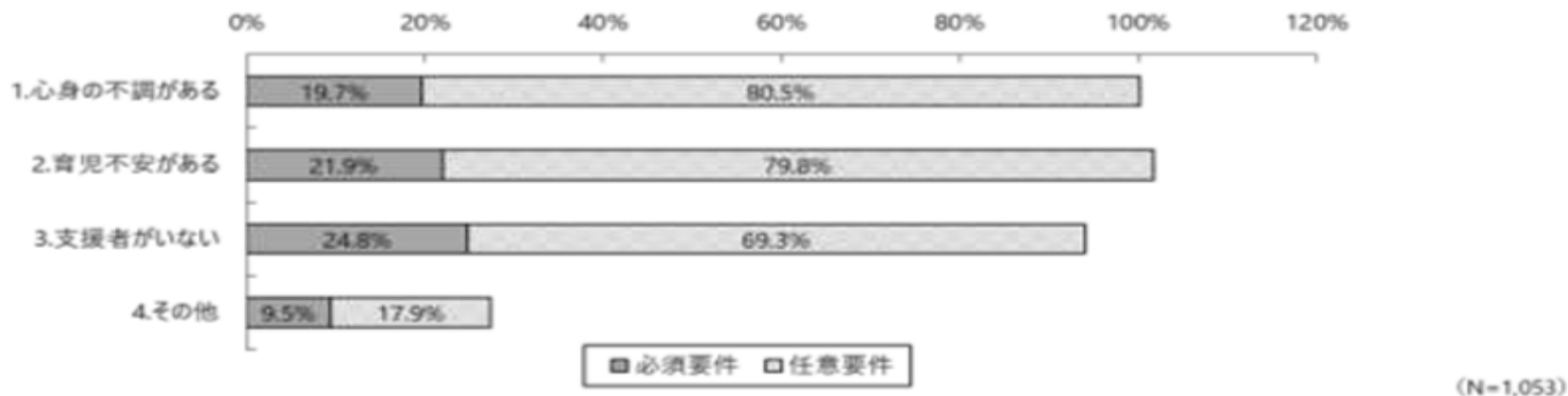
産後ケア事業の実施状況



## 事業対象の要件に合致しているかの判断方法

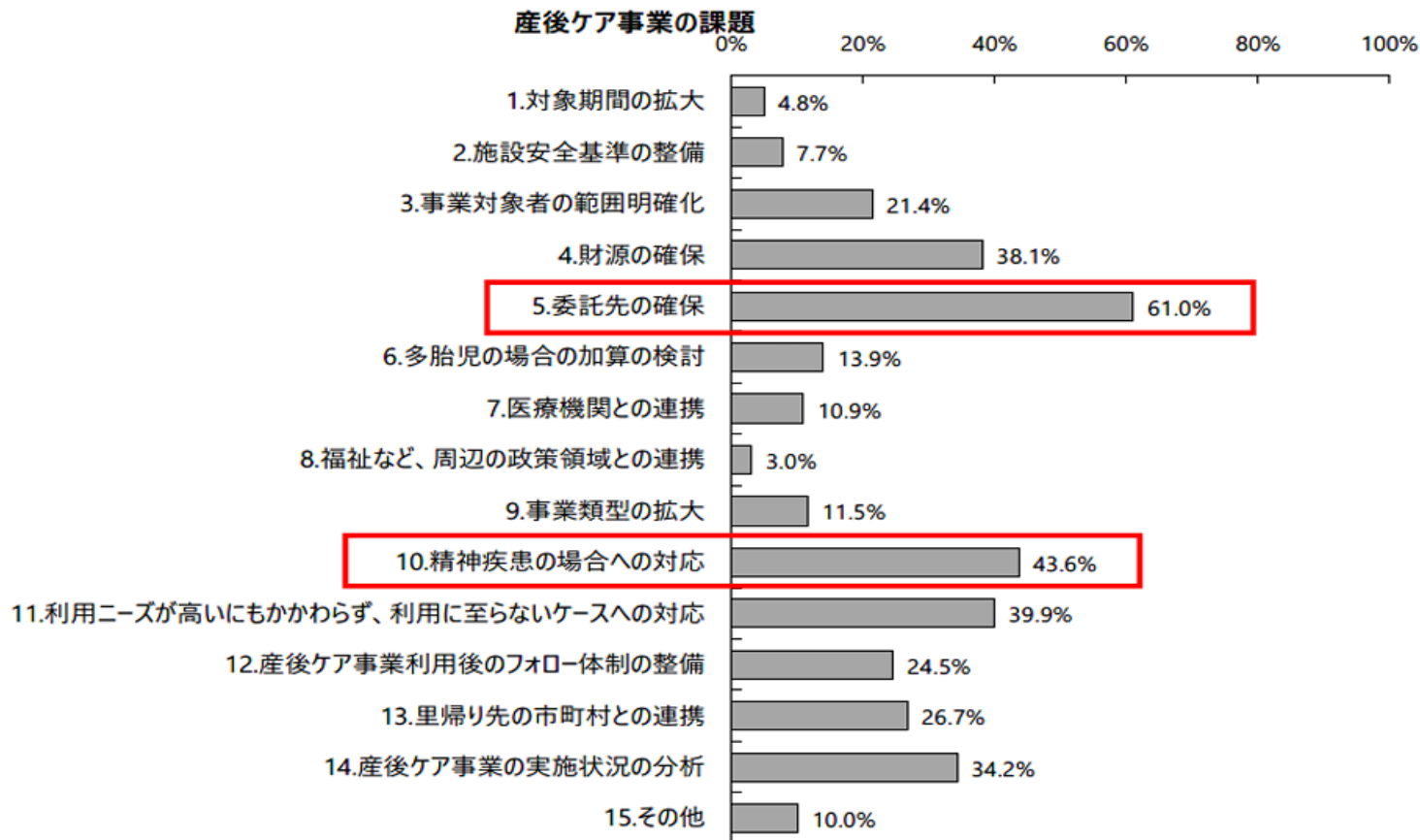


## 対象事案の要件



委託先確保を課題とする市町村は61%に上る。また、43.6%の市町村が精神疾患がある場合の対応を課題として挙げている。

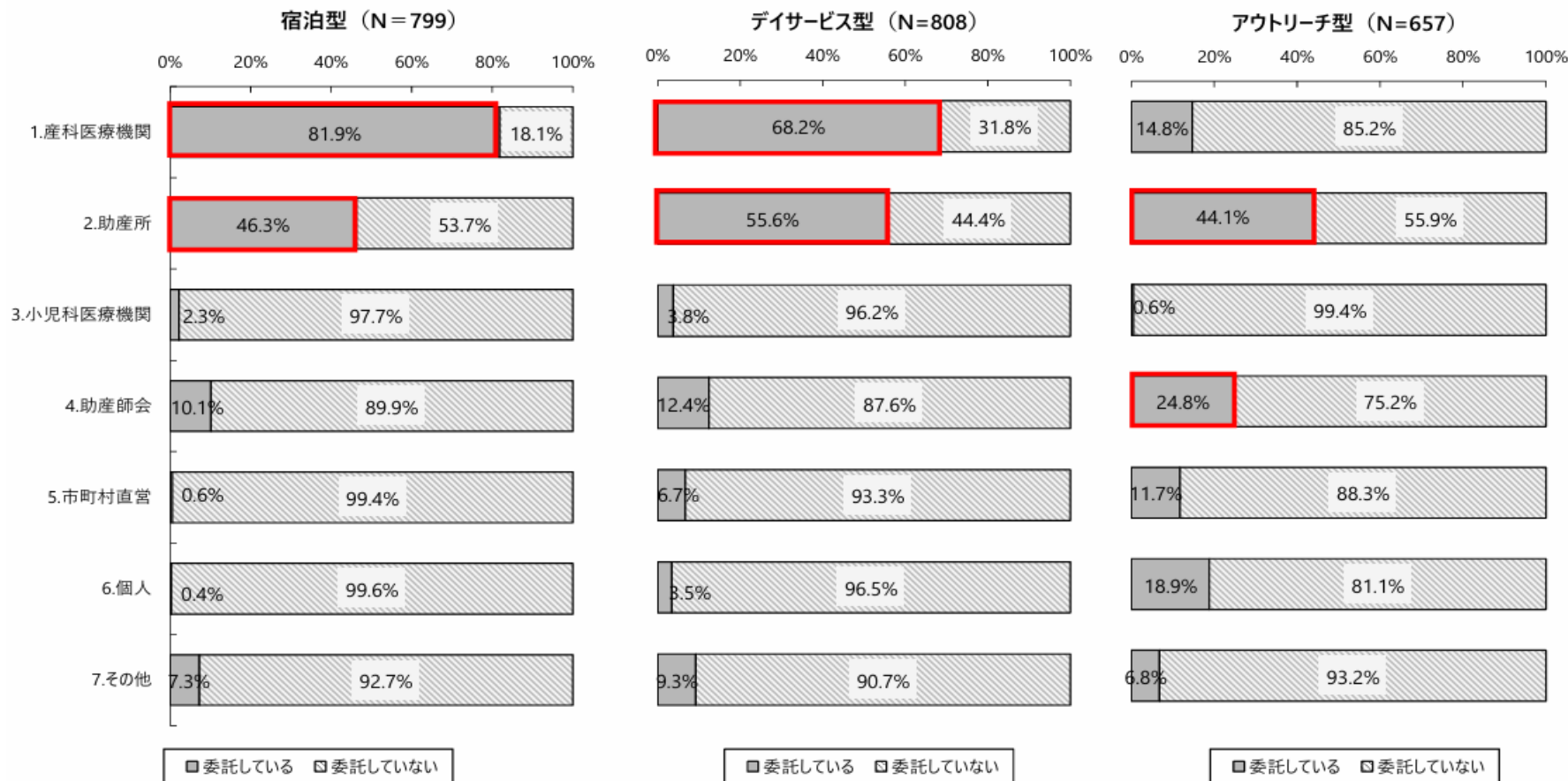
産後ケア事業を実施するなかで、課題だと感じていることはありますか。（当てはまるものすべてに○）



(N=1,057)

産後ケア事業実施市町村において、宿泊型では、81.9%で医療機関、46.3%で助産所に、デイサービス型では、68.2%で医療機関、55.6%で助産所に委託している。アウトリーチ型では、44.1%が助産所、24.8%が助産師会に委託している。

## 産後ケア事業の委託先



※委託先として1件以上の数値入力があった市町村を「委託している」、0件もしくは未入力の場合は「委託していない」として集計

# 産後ケア事業利用者の声

---

- ・育児手技の確認ができてよかった
- ・乳房ケアが受けられてよかった
- ・心身を休めることができてよかった
- ・育児に対する相談ができてよかった
- ・不安や孤立感の軽減つながった

自己負担感が高い

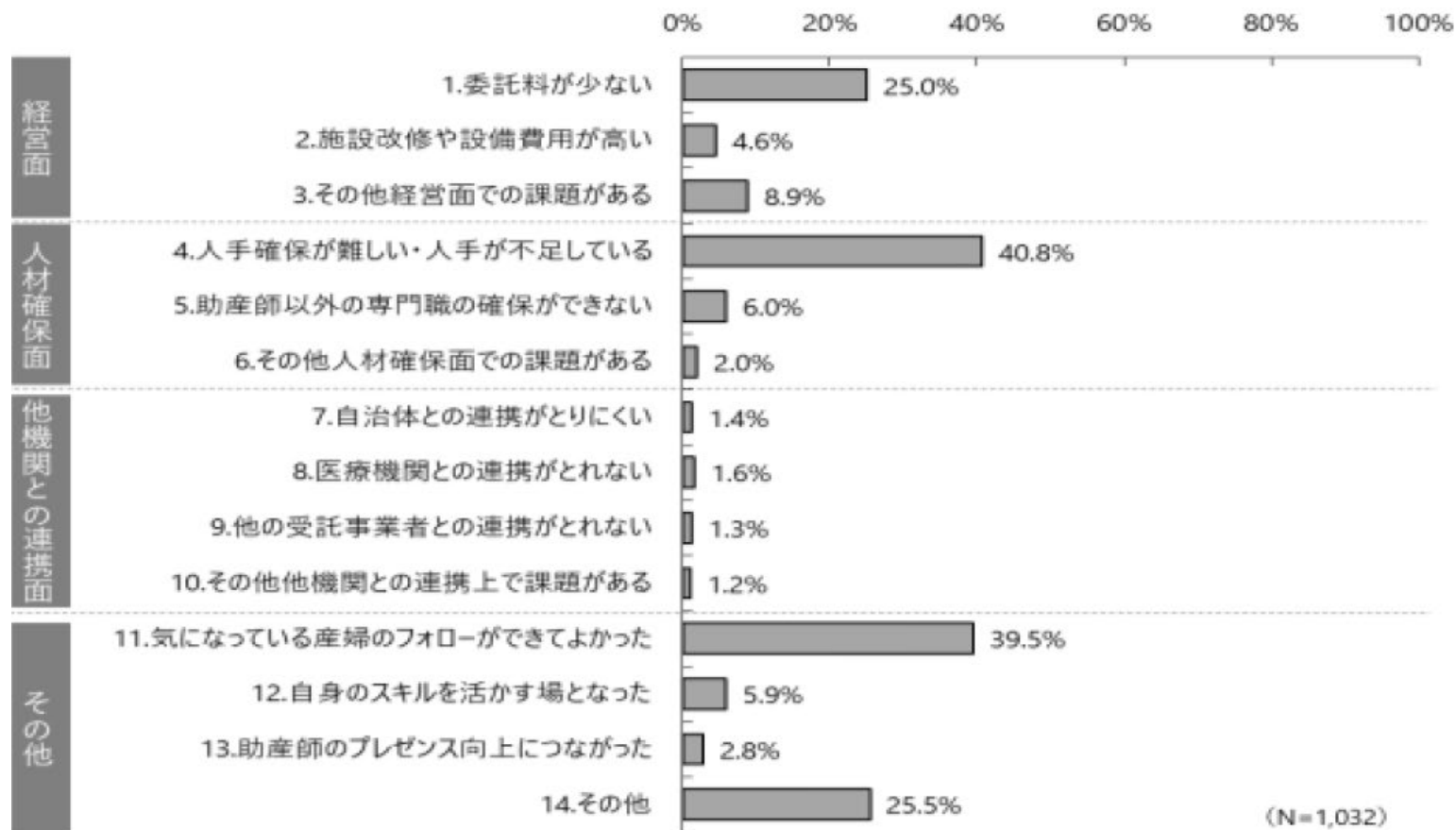
実施施設までのアクセスが悪い

利用回数・日数が少ない

対象月齢を過ぎてからも使いたい



## 委託先からの意見



# 本日の内容

---

産後ケア事業について

産後ケアガイドラインについて

実際の産後ケア事業について

# 産後ケア事業の目的

---

市町村が、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、その他自治体が設置する場所（保健センター等）等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

# 産後ケアガイドラインの改訂(案)

---

1, 事業の目的

2, 実施主体

3, 対象者

4, 対象時期

5, 実施担当者

6, 事業の種類

7, 実施の方法

1) 管理者

2) 短期入所型

3) 通所型

4) アウトリーチ型

8, 安全に関する留意事項

9, 実施者に対する研修

10, 事業の周知等

11, 事業の評価

## 2, 実施主体(都道府県の役割が追加)

---

都道府県は、実施主体である市町村を広域支援することが期待されており、たとえば、管内市町村を取りまとめて委託契約を調整することや、**委託先と市町村間との報告様式の統一化による事務負担等の軽減**も含め、市町村間の広域連携に向けた調整・情報提供などを行うことが想定される。

併せて、都道府県は、産後のメンタルヘルスに係る課題に対応するため、令和5年度の補正予算にて新たに創設された「**妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業**」などを積極的に活用し、都道府県、市町村と産婦健康診査・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等が連携するための地域のネットワーク体制の積極的な構築が期待される

令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1 / 2、市町村 1 / 2)

### ◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

## 1 事業の目的

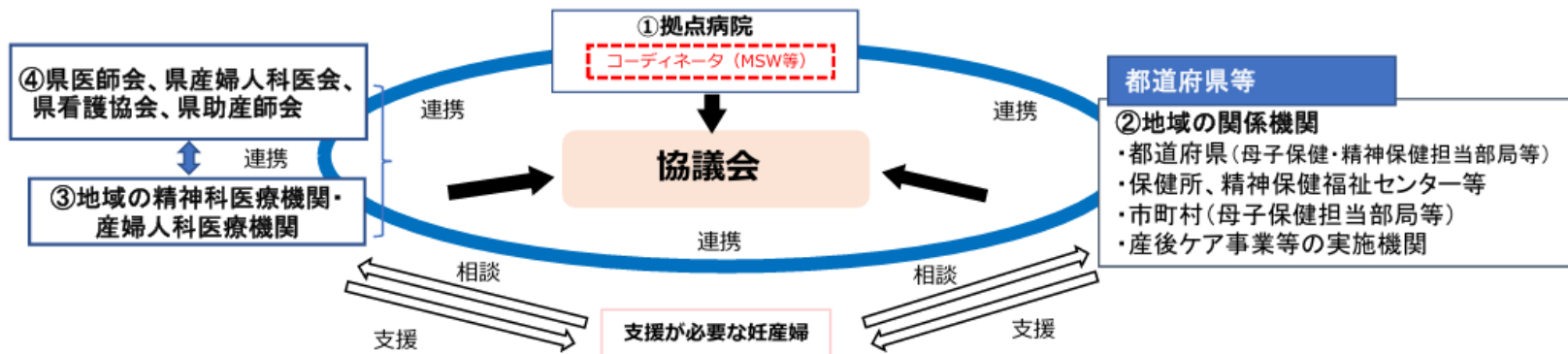
- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

### ◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

## 4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

# 3, 対象者

---

1) 産婦出産後1年以内の女子であって、  
産後ケアを希望する者

- ・初産婦・経産婦は問わない。
- ・経産婦できょうだいのいる場合などはアウトリーチを利用するなど、配慮をする
- ・積極的に事業の周知を行う



令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1 / 2、市町村 1 / 2)

### ◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

# 3, 対象者

---

- ・ 里帰り出産をしている産婦

里帰りをしている方であっても、支援を必要としている方がいることから、里帰り先の市町村においても、産後ケア事業を必要とする方を把握した場合や、住所地の市町村から里帰り先の市町村に産後ケア事業の提供依頼があった場合は、産後ケア事業の対象者として対応することが望ましい。その際は、事前に住民票のある市町村などと当該産婦が現在滞在している市町村間でよく協議し連携すること。

# 3, 対象者

---

## ・流産や死産を経験された方

本事業は産婦のみの利用を妨げるものではないとしており、流産や死産を経験した女性も対象に含まれる。ただし、流産・死産を経験した女性は、乳児と同じ場でのケア等に精神的負荷を感じるという指摘もあるため、事業の実施にあたっては、居宅訪問（アウトリーチ）型を活用する等、適切な配慮を行うこと。

# 3, 対象者

---

## 2) 乳児

自宅において療養が可能である者

ただし、**医療的なケアが必要な乳児の場合**で、  
母親が産後ケアを希望する場合は、アウトリート型  
などを利用できる

(早産児の場合は修正月齢を参考にする)

# 3, 対象者

---

## 3) その他

- ・市町村が必要と認める養親・里親
- ・父親・パートナーと母親が協力しあって育てていくという意識を持つことが重要であり、そのような観点から、本事業に付随して父親・パートナーへの支援を行うことが考えられる
- ・きょうだい児がいる場合には、居宅訪問(アウトリーチ)型による産後ケアの利用や、きょうだい児は一時預かり事業を利用し、その間、産婦と乳児が産後ケア施設を利用するといった工夫を行うなどの対応も考えられる。

# 3, 対象の除外となる者

---

## (4) 除外となる者

- ① 母子のいずれかが感染性疾患(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患している者
- ② 入院加療の必要がある産婦
- ③ 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある産婦(ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。)

# 5, 実施担当者

---

助産師・保健師・看護師を1名以上置くこと、そのうえで必要に応じて以下の①～③のものを置くことができる

- ① 心理に関する知識を有する者
- ② 育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）
- ③ 本事業に関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）

# 7, 実施の方法

---

・ケアの提供にあたっては、事前に産婦の状態やニーズのアセスメントを実施（産婦健康診査で実施したアセスメントの内容等を含む）し、その評価に基づいた個別のケアプランを作成することが望ましい。

アセスメントについては、身体的な側面だけではなく、産婦の精神状態や社会的状況についても把握し、多角的な視点でもって評価することが重要である。ケアプランの作成にあたっては、必要に応じて産婦本人の同意を得た上で市町村と事業者が連携し、必要な情報の共有を行うこと。



# 7, 実施の方法

---

事業者において、利用者とともに振り返りを行い、母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄に必要な記載を行うとともに、事業者において、効果や今後の支援の在り方を検討することが望ましい

# 7, 実施の方法

---

産後ケア事業にて提供すべきケアの内容

- ①産婦への保健指導、栄養指導
- ②産婦の心理的ケア
- ③適切な授乳ができるためのケア(乳房ケアを含む)
- ④育児手技についての具体的な指導及び相談

令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1 / 2、市町村 1 / 2)

### ◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

# 7, 実施の方法

---

市町村が実施する産後ケア事業については、短期入所型、通所型、居宅訪問型とも、利用者から産後ケア等のサービスに係る利用料を徴収することができる。

ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、すべての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。

## 産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

## 令和5年度予算案における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。

## ①非課税世帯

R4年度より減免支援  
(5,000円/回)



## ②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】  
(2,500円/回)



## 全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回

(宿泊型の平均的な利用料(約5千円)の半)

※ただし、食費代額自己負担(食費代以外の利用料が減免支援の対象)

助成日数：5日間

(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免(5,000円/回)については、引き続き現行の支援を実施

## 利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法(償還払い)、利用料減免のクーポンを渡す方法などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、利用料の金額設定を引き下げる方法も可能とする(この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。)

## 【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容(産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。)を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

# 7, 実施の方法

---

オプションとして、アロマトリートメント等のサービスが提供される場合や、育児用品等の販売を行う場合は、あくまでも本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用について分かりやすい形で提示するとともに、丁寧に説明を行うこと。

# 8. 安全に関する留意事項

---

## ①事故防止及び安全対策

リスクの高い場面で留意すべき点を明確にすること。

- ・児の睡眠中は、乳幼児突然死症候の予防
- ・重大事故の発生防止のため、事業実施事業者においてはヒヤリ・ハット事例の収集
- ・必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

# 8. 安全に関する留意事項

---

## ② 児を預かる場合の留意点

短時間であっても児のみの状況とならないよう留意するとともに、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。

別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の産婦や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。

宿泊型の場合、勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない



令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1 / 2、市町村 1 / 2)

### ◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用人数の合計 / 分娩件数

## 8. 安全に関する留意事項

---

乳幼児体動センサーについては、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意の上、定期的  
に目視での確認も行うこと。

# 8. 安全に関する留意事項

---

## ③緊急時の対応体制

- ・利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定する。
- ・利用者の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。
- ・ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。
- ・「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AEDの設置もしくは最寄りのAED設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応などについても、日頃から備えをしておくこと。

# 8,安全に関する留意事項

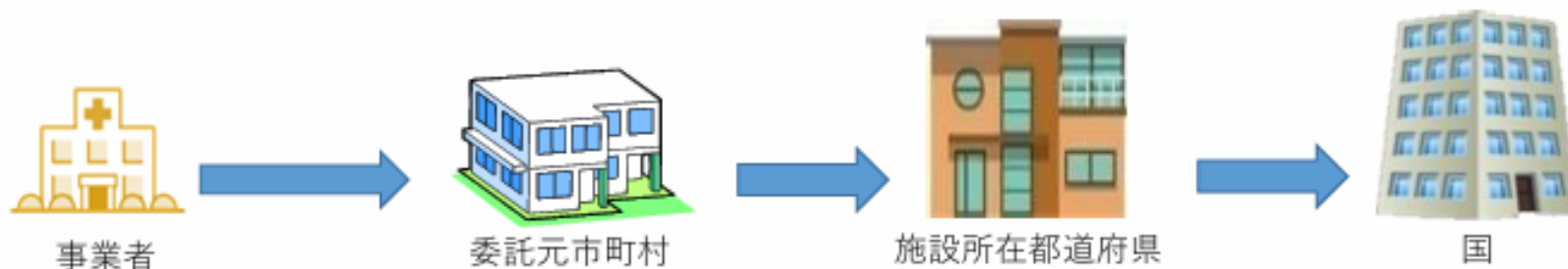
---

## ④重大事案等発生時の対応

- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに委託元の市町村を通じて国に報告すること。
- ・重大事案等が発生した場合の対応について、事案発生直後の対応、関係者(委託元の市町村、事故にあった母子の家族等)への連絡、
- ・産後ケア事業の継続(事故にあった母子以外の対応)、
- ・事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、あらかじめ市町村と事業者において、取り決めをしておくこと。
- ・市町村は、上記の事案発生の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討すること。

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・ 死亡事案
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



※施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携し、適切に対応すること。

- ①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）
- ②第2報は原則1か月以内程度  
このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

## 産後ケア事業 事案等発生時報告様式

第 報

- 死亡事案  重症・重傷(治療を30日以上を要する)事案  
 その他( )

報告年月日 年 月 日

・\*は実施がある場合に記入してください。  
 ・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名		施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地		代表責任者			
	産後ケア事業管理者		利用者の総定員(産婦) 名			
	実施事業形態 (該当するものをすべてに✓)		<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)型 <input type="checkbox"/> 通所(デイサービス)型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問(アウトリーチ)型			
*直近の指導監査		年 月 日	緊急対応マニュアル等の有無			
利用者居住市町村名		他受託市町村名				
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別	多胎児の場合は✓
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態	
事業発生時の状況等	事案発生日時		年 月 日	時 分	受傷、発症または死亡した者	(その他の場合)
	事案発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可		<small>(利用開始時からの健康状態、母子別室の有無を含む事業発生時の状況、事業発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1欄においては可能な範囲で記入し、第2欄以降で追加等すること)</small>			
	事業発生時の職員体制		産後ケア事業従事職員数 名		うち助産師・看護師・保健師 名	
	事業発生時該当者以外の利用者の人数		産婦 名、 児 名、 その他 ( ) 名			
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可					
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】			(負傷の場合)受傷部位	
【病状】 (症状の程度)						
【既往症】				事案の転帰		
特記事項						
市町村の対応等※	事業把握日時	年 月 日	時	緊急対応マニュアル等の有無		
	当該施設の事業継続状況			(休止の場合)期間		
都道府県の対応等	講じた再発防止策					
都道府県としての対応						

※当該市町村の対応経緯については、別添として任意様式で内蔵し、本報告と併せて提出をお願いします。

- 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を經由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- 第1報は発症時について報告してください。第1報は発症日(発症時刻も事業発生時刻)、第2報は発症1か月以内程度(1か月をともない、状況の変化が必要に応じて追加報告してください)。
- 発症時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- 記載欄は適宜広げて記載してください。
- 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- 発症時の状況図(写真等を含む)を添付してください。なお、ベッド・ベッド等の器具により事業が発生した場合に、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先  
(電話)

(E-mail)

# 本日の内容

---

産後ケア事業について

産後ケアガイドライン改正点

実際の産後ケア事業について

# 日本助産師会：台東区鳥越 (とりこえ助産院・訪問看護ステーション)



助産院

ステーション





# とりこえ助産院・地域貢献室の事業について

---

母乳外来

電話相談事業

赤ちゃんの広場(とりこえサロン・サロンmini・とりこえクラス)

産後ケア事業

(外来型産後ケア・日帰り型産後ケア)

産前産後サポート事業

沐浴動画の監修

新生児・乳児訪問事業

# 助産院での安全管理について

---

安全管理指針を作成し、各種指針を明文化

## ①各種マニュアルの作成

- ・感染対策マニュアル
- ・情報管理マニュアル(個人情報に関すること)
- ・災害対策マニュアル

## ②BCPの作成

スタッフ間での安全に関する情報の共有・研修  
質の確保→産後ケア実務助産師研修の受講  
賠償責任保険への加入

安全管理に関しての定期的な評価を行う

日本助産師会作成の安全管理評価表の活用

# 産後ケア事業導入時に準備したこと

---

- ・ 各種マニュアルについて区の担当者と検討
  - マニュアルの見直しにつながった
  - マニュアルに基づき、感染対策物品の予算化
- ・ 対象が1歳までに延長の際、追加マニュアルの作成
  - 事故予防及び事故発生時対応マニュアル

# 産後ケア事業の対象者について

---

助産師が産後ケア事業で、ケアを行う対象者は、自宅で生活ができる状況の母子である。母子保健領域で対応が可能で、一般的な保健サービスやプライマリケアに区分けされる、医療介入を必要としないものである。



## 医療介入の必要な母子は対象とならない

市区町村との必要な連携や産後ケア事業導入時の正確なアセスメントができていないと対象を外れた状況の母子が産後ケア事業を受けることになる。母子にとっても助産師にとっても安全が保たれない結果となることもある

# 事例の紹介

---

1、訪問看護ステーションの利用者が産後ケアの宿泊型を利用したケース

# 事例の紹介

---

2, 産後ケア事業利用から、他の事業を利用したケース

\* 産後うつ傾向にあった初産婦

# 令和7年度 母子保健対策関係予算概算要求の概要

(令和6年度予算) (令和7年度概算要求)  
17,581百万円 → 27,597百万円

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

## 1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,610百万円 → 22,523百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

### (1) 産後ケア事業の体制強化【一部新規】【拡充】

- 産後ケア事業について、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後4か月以降の児を受け入れた際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2名以上の人員配置についての加算措置を創設する。  
また、産後ケア事業に係る施設整備について施設の規模に応じた単価の見直しや、改修等の補助の創設等を行う。

### (2) 乳幼児健診等の推進

#### ① 乳幼児健康診査の推進【新規】

- 「1か月児」及び「5歳児」健診について、全国の自治体での実施を目指して健康診査の費用に対し補助を行う。(令和5年度補正予算の事業の継続実施)
- 「1か月児」、「3～6か月児」、「9～11か月児」、「5歳児」健診等の実施を推進するための体制整備の支援を行う。

#### ② 新生児マススクリーニング検査の推進【一部新規】【拡充】

- 「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指すための実証事業を実施する。(令和5年度補正予算の事業の継続実施)
- 新生児マススクリーニング検査に係る精度管理の費用に対し補助を行う。

### (3) プレコンセプションケアの推進【一部新規】【拡充】

- 「性と健康の相談支援センター事業」において、医療機関等のプレコンセプションケアに関する相談支援に対する補助や、各種オンライン相談に対応するための初期設備投資費用の補助を行う。
- プレコンセプションケアの推進のための広報啓発等を行う。

# 産後ケア事業の悩み1

---

- ・産後ケア事業を受託したいけれども、市町村が契約してくれない。
- ・すでに、契約しているところがあるといわれた。



# 産後ケア事業の悩み

---

- 1, 産後ケア事業を始めたいけれど、施設がない。
- 2, 人件費がかかり、赤字になってしまう。
- 3, 事務経費が掛かり、事業の継続ができない。

令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (一)

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

## 事業の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 事業主体等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ 都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1 / 2、市町村 1 / 2)

### ◆ 補助単価案

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円  
②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

## 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和6年度予算案：1.2億円（1.2億円）  
【平成26年度創設】

### 目的

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

### 内容

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所（賃借物件を含む。）の修繕を行う。

#### <事業の対象事例>

- ・ パソコンを設置するための配線工事 ・ 冷暖房器具の設置
- ・ 幼児用トイレの設置 ・ 幼児用シンクの設置
- ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・ 調乳ユニットの設置
- ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置 ・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・ 相談室の間仕切り
- ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

### 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案
  - 産前・産後サポート事業 1 市町村当たり 3,240,000円
  - 産後ケア事業 1 市町村当たり 7,560,000円

令和7年度概算要求額 3.2億円（一億円）

## 事業の目的

- 産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
- また、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
- 産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

## 事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



## 実施主体等

【実施主体】市町村 【補助率】 1 / 2 【補助単価】 31,874千円

# まとめ

---

- 1, 産後ケア事業はニーズはますます高まっている。
- 2, 産後ケアの対象者の社会的背景も変化し、より支援の必要な母子が増えている
- 3, しっかり予算を獲得することにより、より安全性の高いケアを提供することができる。そのための知識は必要である。

# 謝辞

---

本日はこのような機会をいただきありがとうございます。

ご清聴ありがとうございました。